

むすぶ。ひらく。



中部電力

第97期 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時

場所

名古屋市東区東桜二丁目6番30号
ひがしざくら
東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9502/>



証券コード 9502

必ずお読みください

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、株主総会の開催にあたり、できる限りの対策を行いますが、感染リスクをゼロにすることは難しい状況にあります。

本来であればご出席くださるようご案内申しあげるところですが、株主さまのご健康を守るとともに、新型コロナウイルス拡散を防止するため、**極力事前の議決権行使をお願いいたします。**

また、本年は株主さまを対象に、株主総会の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください（便利で簡単なインターネットによる議決権行使、およびライブ配信の詳細については、3, 4頁および同封のリーフレットをご覧ください）。

昨年より粗品の配布は取り止めとさせていただきます。

目次

第97期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37
株主総会参考書類（議案および参考事項）	43

中部電力株式会社

株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役会長 勝 野 哲

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（43頁から60頁まで）をご検討くださいまして、**2021年6月24日（木曜日）午後5時40分までに、議決権をご行使ください**ますようお願い申し上げます。

また、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/）に報告事項説明ビデオを掲載するとともに、株主さまを対象に、株主総会の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

敬 具

議決権行使について

当日ご出席
される方へ



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面の郵送により
議決権を
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

なお、ライブ配信をご視聴される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」をお控えください。

インターネット等
により議決権を
行使される方へ



「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（3頁）および同封のリーフレットをご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

1 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 <small>ひがしざくら</small> 東桜会館
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 く 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度における給付株式数の上限等決定の件</p> <p>く 株主（80名）からのご提案（第4号議案から第7号議案まで）</p> <p>第4号議案 定款一部変更の件（1）</p> <p>第5号議案 定款一部変更の件（2）</p> <p>第6号議案 定款一部変更の件（3）</p> <p>第7号議案 定款一部変更の件（4）</p>
4 招集にあたっての決定事項等	<p>(1) 議決権の代理行使 代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p> <p>(2) 議決権の不統一行使の通知方法 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。</p> <p>(3) インターネット開示 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。</p> <p>① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」</p> <p>② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</p> <p>③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</p> <p>(4) 株主総会参考書類などを修正した場合の周知方法 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項について、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/）の「重要なお知らせ」に掲載いたします。</p>

以上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

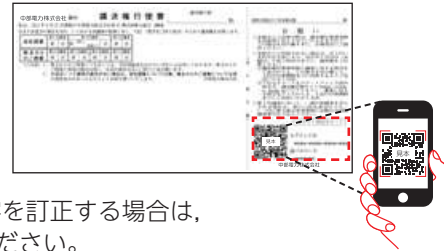
行使期限：2021年6月24日（木曜日）午後5時40分まで

オススメ

1. 「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで簡単に議決権行使を行うことができます。

※QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使内容を訂正する場合は、下記「2. ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスして、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定することで議決権行使することができます。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご注意事項

- ※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の様子をインターネットを通じてライブ配信いたします。パソコン、タブレット端末、スマートフォンでご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

1. ライブ配信日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

以下のURLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページにアクセスいただき、案内にしたがい①および②の番号をご入力ください。

視聴URL : <https://9502.v-virtual-mtg.jp>



QRコード

- ① ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」（8桁）
郵送により議決権行使をされる場合は、投函前に「株主番号」をお控えください
- ② パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（7桁）
ID／パスワードに関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-191-060（通話料無料）
受付時間：2021年6月25日（株主総会当日） 午前9時～株主総会終了まで

ご注意事項

- ※ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席と認められません。このため、ライブ配信のご視聴を通じて、ご質問、議決権行使、および動議を行うことはできません。議決権行使をされる場合は、行使期限までに事前の議決権行使をお願いいたします。
- ※ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
- ※写真撮影、録音、録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。
- ※ライブ配信のご視聴では大量のデータ（パケット）通信が行われます。ご視聴に係る通信料金などは、株主さまのご負担となります。
- ※ご使用の機器やインターネット接続環境により、映像や音声に不具合が生じ、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2020年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの影響により、年度当初から急速に悪化しました。夏頃からは持ち直しの動きもみられたものの、年度を通じて厳しい状況となりました。中部地域においても概ね同様の傾向にありました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、暮らしや働き方などの新しい生活様式の浸透とともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）・脱炭素化への取り組み加速により、社会構造そのものが大きく変容しています。とりわけ2050年カーボンニュートラル実現を目指した国の政策目標が掲げられる中で、次期エネルギー基本計画の検討が進められるなど、エネルギー事業を取り巻く環境は大きな転換点を迎えております。当社においては、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを「ゼロエミチャレンジ2050」としてとりまとめ、中部電力グループが一体となって取り組む新たな目標を定めました。

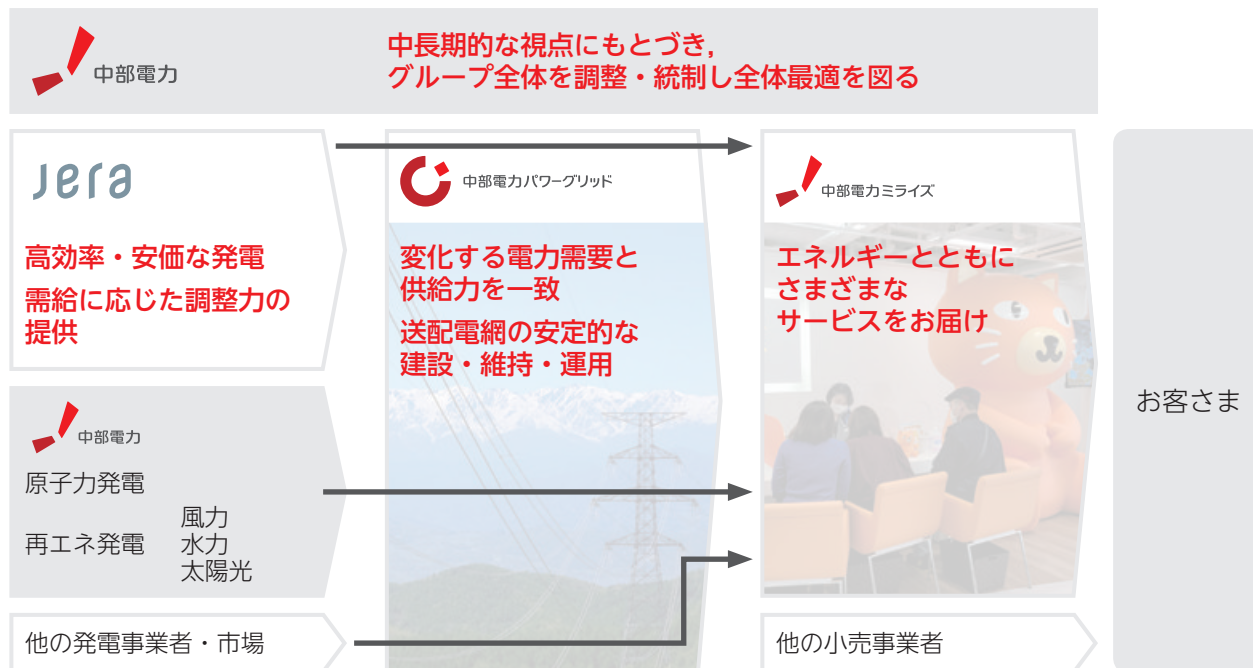
2020年度、送配電部門を中部電力パワーグリッド、販売部門を中部電力ミライズにそれぞれ分社した当社は、これらにJERAを加えた3つの事業会社を核とする体制となりました。パワーグリッドにおいては、一層の中立性・公平性を図るとともに、ミライズ・JERAにおいては、それぞれの市場、お客さまと向き合い、より強靱な企業グループへの成長を目指してまいります。

分社にあたっては、各事業会社が自律的な経営体制を整えることを通じて、さまざまな環境変化への機動的な対応を自ら行うことを基本としつつ、エネルギーサプライチェーンが事業会社ごとに分かれることを踏まえ、親会社である当社が中長期的な視点にもとづき、グループ全体を調整・統制し全体最適を図ることで、事業会社に対するガバナンスを確保しています。



分社化し、新たな事業体制へ移行

このような新たな事業体制のもと、グループを挙げてエネルギーの安定供給に努めるとともに、お客さまの期待を超えるサービスを実現・提供することにより、中部電力グループ全体の持続的成長と企業価値の向上を果たしてまいります。



分社後も各事業が、各々の役割を自律的に責任をもって果たすことを通じ、グループを挙げてエネルギーの安定供給に努めています

2020年度の電力供給につきましては、当社水力発電所の安定的な運用、JERAや他事業者からの受電などにより、年度を通じて安定的に電力を供給することができました。また、今冬における寒波の影響などにより、全国的に電力需要が増加し需給がひっ迫した際には、中部エリアにおいても厳しい状況となりましたが、JERAの火力発電所の増出力運転や、お客さまや事業者のみなさまに電気の効率的なご使用や自家用発電設備の焚き増しなどのご協力をいただいたことにより、必要な供給力を確保することができました。

浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めるとともに、3・4号機について同委員会による適合性確認審査を受けております。4号機の設備対策の主な工事については概ね完了しておりますが、今後も、審査対応などにより必要となった追加の設備対策については、可能な限り早期に実施してまいります。

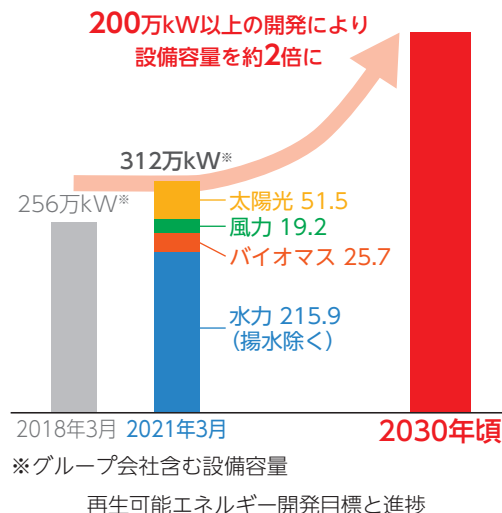
また、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

再生可能エネルギーにつきましては、2017年度比で「2030年頃に200万kW以上の開発」を目標に掲げ、グループ体となって、国内全域で水力をはじめ陸上風力や洋上風力、太陽光、バイオマスなどの新規電源の開発に取り組んでおります。2020年度末時点における開発決定済持分出力は、グループ全体で約56万kWとなっており、目標の200万kWに対して28%程度の進捗となっております。

中部電力グループは、再生可能エネルギーの導入拡大に加え、安全を大前提とした原子力発電の活用を進めるとともに、中部電力パワーグリッドにおける次世代型ネットワークへの転換や中部電力ミライズにおけるCO₂フリーメニューや太陽光発電の自家消費サービスなど、発電・送配電・販売のすべての事業分野において、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化しております。



浜岡原子力発電所



2020年度の当社連結収支の状況につきましては、連結売上高（営業収益）は、新型コロナウイルス感染症の影響による販売電力量の減少などから、前年度と比べ4.3%減少し2兆9,354億円となりました。

連結経常利益は、販売電力量の減少など新型コロナウイルス感染症の影響や、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響において、差益が縮小したことなどはありましたが、グループを挙げた経営効率化に努めたことや今冬の需給ひっ迫に伴い実施した中部エリア外への電力融通などによる収益の増加や、J E R Aにおいて前年度発生したL N G売却関連損失の反動などから0.2%増加し1,922億円となりました。

なお、期ずれ影響を除いた連結経常利益は、1,690億円程度と、前年度に比べ160億円程度の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、10.0%減少し1,472億円となりました。

連結売上高（営業収益）

（単位：億円）

30,659
29,354

第96期
(2019年度)

第97期
(2020年度)

連結経常利益

（単位：億円）

1,918
1,922

第96期
(2019年度)

第97期
(2020年度)

親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：億円）

1,634
1,472

第96期
(2019年度)

第97期
(2020年度)

各セグメント別の業績（内部取引消去前）につきましては、次（9頁から11頁）のとおりであります。

ミライズ

(中部電力ミライズ株式会社およびその子会社、関連会社)

〔事業の内容〕

ガス&パワーを中心とした総合エネルギーサービスの展開

〔業績〕

2020年度の中部電力ミライズの販売電力量は、新型コロナウイルス感染症の影響による電力需要の減少などから、前年度と比べ5.6%減少し1,107億kWhとなりました。

中部電力ミライズおよびその子会社、関連会社の合計の販売電力量は、前年度と比べ4.4%減少し1,171億kWhとなりました。

売上高につきましては、販売電力量の減少などから、前年度と比べ9.1%減少し2兆4,182億円となりました。

経常利益は、電源調達コストの低減に努めましたが、販売電力量の減少や今冬の需給ひっ迫期間における調達環境の悪化影響などから、15.9%減少し380億円となりました。

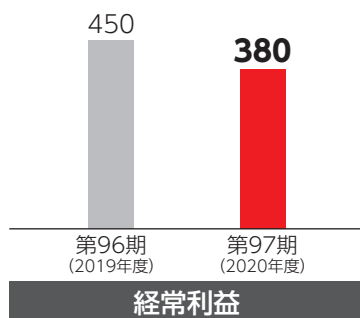
〔2020年度の取り組み〕

「とどける」「よりそう」「つなげる」をキーワードに、お客さまの暮らしを豊かにし、ビジネスを支えるサービスを展開しております。

具体的には、新型コロナウイルスの影響で増加した在宅時間を快適にお過ごしいただくための夏の生活応援割引を実施いたしました。今後は、電気・ガスに加えて、エネルギーマネジメントやヘルスケアなどのサービスを、デジタル技術を活用しながらお客さま一人ひとりに合わせてパーソナライズ化したうえで提供してまいります。

また、当社の強みである技術力を活かし、ビジネスのお客さまとともに省エネに取り組んでおります。さらに、信州の水でつくられたCO₂フリー電気「信州Greenでんき」や、中電Loop Solarによる太陽光発電の自家消費サービスなど、再生可能エネルギーの地産地消・普及拡大を進めており、脱炭素社会の実現に貢献するサービスをお届けしております。

(単位：億円)



お子さまの生活環境が大きく変化した中
在宅時に安心してエアコンなどを
ご利用いただけるよう割引を実施



法人のお客さまに初期費用を
負担いただくことなく太陽光発電を
ご利用いただけるサービスを展開



パワーグリッド

(中部電力パワーグリッド株式会社およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

電力ネットワークサービスの提供

【業績】

2020年度の中部エリアの需要電力量は、夏季および冬季の気温影響による空調設備の稼働増はありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などから、前年度に比べ2.4%減少し1,239億kWhとなりました。

売上高につきましては、需要電力量の減少はありましたが、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく交付金の増加や今冬の需給ひっ迫に伴い実施した中部エリア外への電力融通などによる収益の増加などから、前年度と比べ12.1%増加し8,428億円となりました。

経常利益は、需要電力量の減少はありましたが、需給ひっ迫影響による収益の増加などから、22.7%増加し588億円となりました。

【2020年度の取り組み】

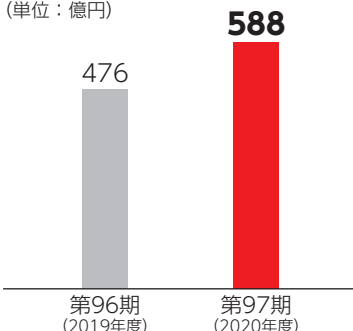
再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、接続可能量の増大に向けて電力系統設備・運用の高度化に取り組むとともに、中部エリアの安定供給に必要な予備力・調整力の確保や、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強を着実に進め、需給安定に努めております。

本年3月には東京中部間（50・60Hz地域間）を連系する飛驒変換所（容量90万kW）が運用を開始し、相互融通能力が120万kWから210万kWへ増加しました。

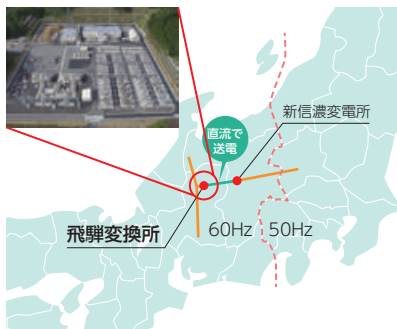
また、設備の劣化状況およびリスク量を考慮した適切な更新計画を策定すべくアセットマネジメントシステムを一部導入するとともに、トヨタ生産方式を通じた効率化などを一層進め、安定供給と低廉な託送料金の実現に努めております。

さらに、今冬の全国的な需給ひっ迫に関しては、JERA、ミライズをはじめ、お客さまやその他事業者さまなどの協力を得て、中部エリアの安定供給に取り組むとともに他エリアのひっ迫解消に貢献しており、他の一般送配電事業者とともに全国の需給安定にも取り組んでおります。

(単位：億円)



経常利益



飛驒変換所の位置と全景



トヨタ生産方式を通じた
変電機器点検業務のかいぜん活動

Jera

(株式会社 J E R A およびその子会社、関連会社)

〔事業の内容〕

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売

〔J E R A による当社業績への貢献〕

J E R A による当社連結経常利益への貢献は、コスト競争力の強化および新たな収益源の創出に努めたことや、前年度発生した L N G 売却関連損失の反動などはあったものの、期ずれ差益が縮小したことや新型コロナウイルス感染症の影響などから、7.8%減少し656億円となりました。

(注) J E R A は持分法適用関連会社のため、J E R A の売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。

〔2020年度の取り組み〕

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売にいたる一連のバリューチェーンを最適に運用するとともに、J E R A のスケールメリットを活かすことにより、火力発電事業の効率的な運営に努めております。

「世界のエネルギー問題に最先端のソリューションを提供する」、「クリーン・エネルギー経済へと導く L N G と再生可能エネルギーにおけるグローバルリーダー」というミッションとビジョンの達成に向け、台湾の洋上風力発電事業およびバングラデシュのガス火力発電事業の開発など、さまざまな事業を展開しております。

また、「J E R A ゼロエミッション2050」を公表し、2050年時点で国内外の J E R A 事業から排出される C O₂ の実質ゼロ※に挑戦しております。

※「J E R A ゼロエミッション2050」は、脱炭素技術の着実な進展と経済合理性、政策との整合性を前提としています。J E R A は、自ら脱炭素技術の開発を進め、経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。



世界有数規模の
洋上風力プロジェクトに参画
(フォルモサ1 [台湾])



バングラデシュでの
新規ガス火力発電所の開発
(完成イメージ [サムスンC&T提供])



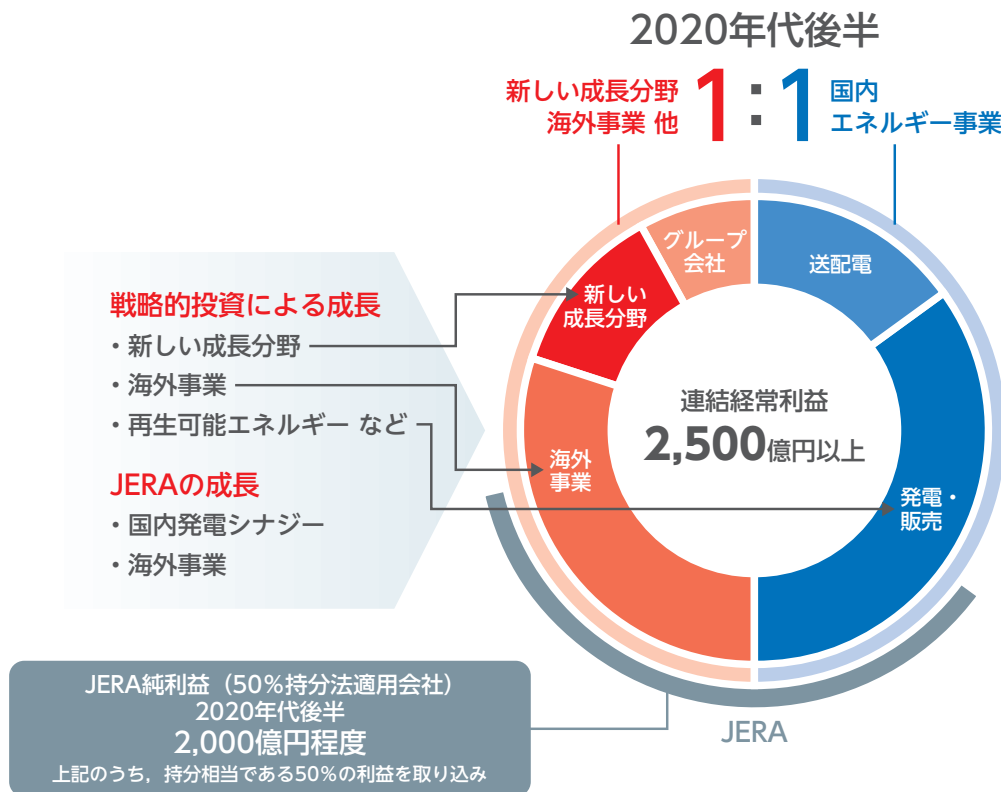
国内初となる
船から船への L N G 燃料の供給
(L N G バンカリング船 [かぐや])

(2) 対処すべき課題

中部電力グループは、2020年代後半を目標とした経営ビジョンにおいて、連結経常利益を2,500億円に拡大すること、ならびにビジネスモデルの転換により、国内エネルギー事業と、新しい成長分野や海外事業などの事業ポートフォリオを1：1の比率に変えていくことを掲げております。

この経営ビジョン実現のために、良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けするという「変わらぬ使命の完遂」に加え、お客さまのニーズに寄り添った新しいサービスをあわせてご提供するという「新たな価値の創出」に取り組み、期待を超えるサービスを、先駆けてお客さまへお届けする「一歩先を行く総合エネルギー企業グループ」の実現を目指してまいります。

さらに、中部電力グループの新たな挑戦「ゼロエミチャレンジ2050」では、2050年に事業全体のCO₂排出量ネット・ゼロにする目標を掲げ、カーボンニュートラル実現に貢献してまいります。

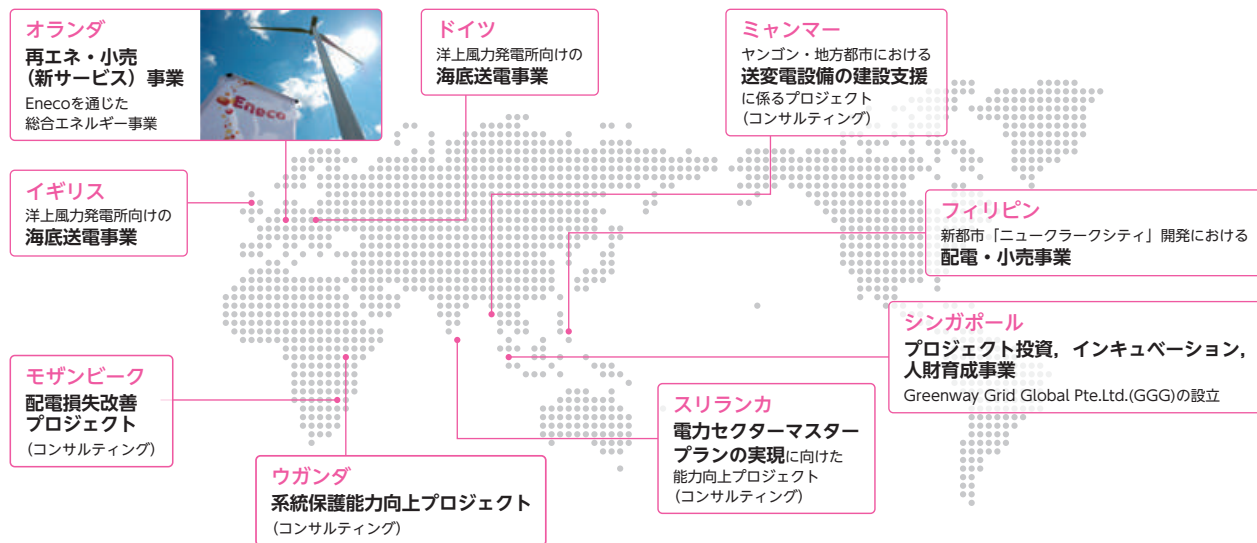


ご参考 当社が展開する海外事業

送電・配電・再生可能エネルギー発電・小売（新サービス）の4事業をターゲットに海外で事業展開し、新たな収益源の獲得およびE S G経営の深化に貢献してまいります。

2020年3月に買収したEnecoを欧州戦略上のプラットフォームと位置付け、再生可能エネルギー発電・小売（新サービス）などの成長領域を拡大してまいります。

現在の主な投資プロジェクト・コンサル案件



Eneco

ミッション

“Everyone's sustainable energy”

ポートフォリオ

再エネ電源容量

- ▶ 約440kW
(Eneco持分容量
+ 他社との契約容量)

電力・ガストレーディング／小売

- ▶ 電力取扱量 約300億kW
- ▶ ガス取扱量 約500億kW*
- ▶ 顧客口数 約600万口

※電力量換算

概要

- ▶ 欧州を代表するオランダのグリーンエネルギー企業
- ▶ 約600万口の顧客にグリーン電力を供給
- ▶ 当社は三菱商事との共同出資（当社比率20%）により、Enecoの全株式を取得（2020年3月）
- ▶ 再エネ電源を由来とする大口の電力需給契約締結など、事業の積極的な推進

【浜岡原子力発電所の活用】

浜岡原子力発電所は、「福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさない」という固い決意のもと、安全性向上対策を進めており、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査を受けております。基準地震動・基準津波が概ね確定した後は、プラント関係審査に対応していくとともに、これらにもとづき安全性向上対策の有効性をはじめ浜岡原子力発電所の安全性に係る理解活動を実施してまいります。

当社は、政府が示している2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ目標達成に向けて、発電時にCO₂を排出しない電源である原子力発電が果たす役割は大きいと考えています。

今後も、新規制基準への適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、安全性を自主的ににより一層高める取り組みを継続的に行い、浜岡原子力発電所を重要な電源として引き続き活用するための準備を進め、これらの取り組みについて、地域をはじめ社会のみなさまにご理解賜るよう全力で取り組んでまいります。



発電所前面に設置した防波壁
(海拔22m 全長1.6km)



緊急時対応スペシャリストチームの
増強による現場対応力の強化



御前崎海上保安署・御前崎市・
御前崎市消防本部・菊川警察署との連携訓練



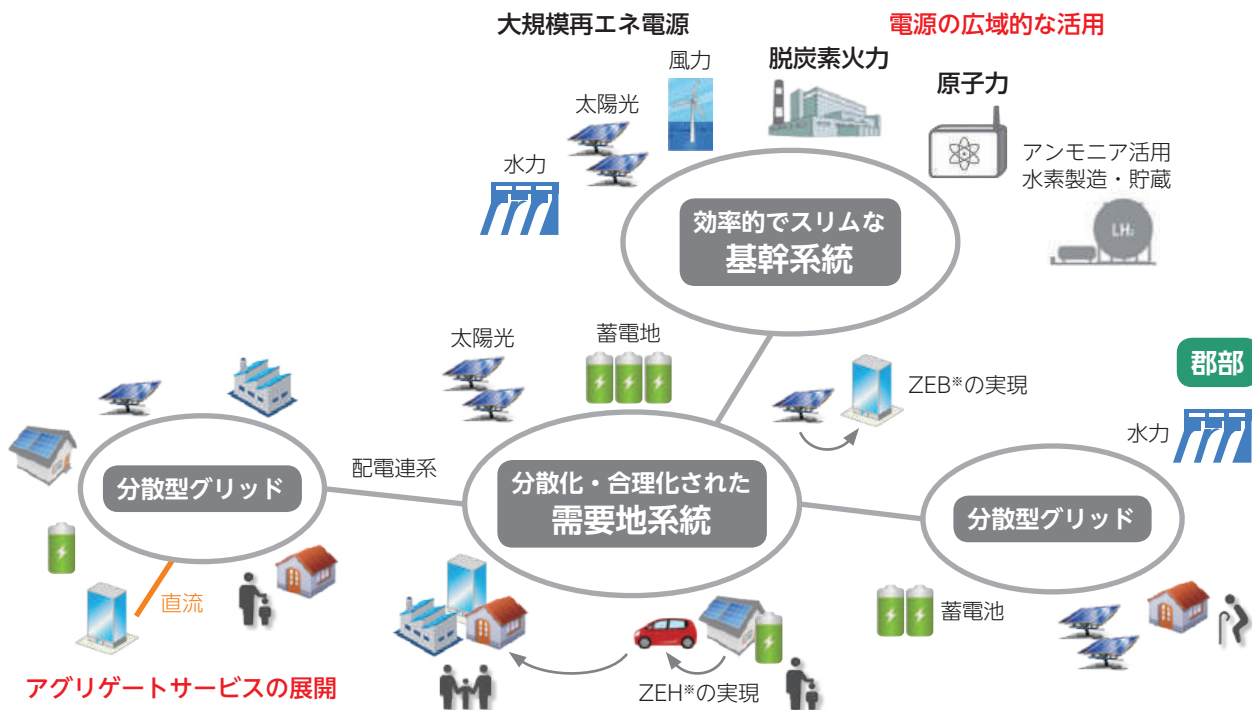
地域のイベントなどでブースを設置し
発電所の取り組みを説明する発電所キャラバン

【レジリエントで最適なエネルギーサービスの提供】

至近の自然災害を踏まえ、社会・お客さまとの情報連携および設備復旧体制の強化に取り組み、中部電力グループ一体となって災害対応を実施してまいります。また、再生可能エネルギーの導入拡大により電気の流れが変化する中、電源の広域的な活用と地産地消の進展を両立する次世代送配電網を整備し、安定供給・レジリエンス（強靭性）向上に努めてまいります。

また、接続する電源、蓄電池、EV・太陽光発電などの分散型電源を活用しアグリゲートサービス*を展開してまいります。

*分散型電源や需要などを、通信技術により集約し、電力使用量の調整や蓄電池への充放電の指示などを通じて、流れる電気の量を調整することで、お客さまのエネルギーコスト削減、再生可能エネルギーの出力抑制回避などのさまざまな価値を提供するビジネス



*ZEB : net Zero Energy Building, ZEH : net Zero Energy House

【コミュニティサポートインフラを活用した新たな価値の提供】

当社は、「お客さま起点」「脱炭素化」「デジタル化」をキーワードに、省エネや快適な住環境から、医療・介護・見守り、さらには防災や防犯など人や地域の安全に至るまでさまざまな領域で「つながることで広がる価値」を提供する「コミュニティサポートインフラ」を構築・提供する取り組みを進めております。

暮らしを便利で豊かにするサービスを提供できるよう、セキュリティの確保を前提として、当社の強みであるエネルギーをはじめとするさまざまなデータを活用することで、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスをお届けし、お客さま体験の最大化を進めてまいります。

コネクテッドホーム・ヘルスケア

○MeDaCaへの出資・連結子会社化

患者と医療機関のコミュニケーションプラットフォームの構築やオンライン診療などのサービス開発・提供を加速
 →慶應義塾大学病院との遠隔診療開始

○みまもりサービスの提供（ネコリコ）



センシング型
みまもり支援サービス



みまもりロボット
BOCCO emo

コミュニティ

○くらしを守る安心アプリ

防災情報など、地域の情報をメールで配信する連絡網アプリ「きずなネット」を提供



インフラ

○安全・安心・便利なインフラ活用サービス

次世代モビリティを支える充電網を整備



情報銀行・データプラットフォーム

○地域型情報銀行「MINLY」

豊田市での情報銀行認定サービスの推進



○TSUNAGU Community Analytics (データ分析会社) 設立

地域や暮らしに関するデータの高度分析、付加価値創出の促進



エネルギーマネジメント

○電動車両導入に係るサービス

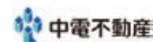
名鉄運輸、エスラインとのEVトラック最適運用実証



コミュニティづくり

○日本エスコン連結子会社化

中部電力グループ一体となったまちづくりを推進し、「新しいコミュニティの形」を提供



中部電力グループの事業活動はESG（環境・社会・ガバナンス）そのものであるとの認識のもと、従業員一人ひとりの活動の総和で、ESG経営を深化させ、SDGsの課題解決にも貢献してまいります。

当社および中部電力ミライズは、本年4月13日、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給ならびに中部地区における低圧電力および都市ガス供給等に関して独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。みなさまにはご心配をおかけしておりますが、立入検査を受けた事実を真摯に受け止め、公正取引委員会の調査に対し、全面的に協力しております。

中部電力グループは、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、コンプライアンスを徹底するとともに、良き企業市民としてのCSR（社会的責任）を完遂してまいります。

ESGの重要課題



中部電力グループのESGの取り組みに関しては、ホームページに詳しく記載しておりますので、ぜひご覧ください。

<https://www.chuden.co.jp/ir/esg/>

(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
ミ ラ イ ズ	113億円
パワーグリッド	1,546億円
そ の 他	967億円
内 部 取 引 消 去	△67億円
合 計	2,559億円

① 完成した主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容 量
新 設	飛騨変換所 交直変換装置	90万kW

[その他]

区 分	名 称	出 力
新 設	四日市バイオマス発電所	4.9万kW

② 建設中の主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容 量
増 設	知多火力発電所	90万kVA ※このうち45万kVA 2020年度完成済
増 設	東清水変電所 周波数変換装置	60万kW

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行額	600億円
償還額	600億円

② 借入金

借入額	5,122億円
(うち子会社の借入額)	566億円
返済額	5,277億円
(うち子会社の返済額)	631億円

③ コマーシャル・ペーパー

発行額	2,710億円
償還額	3,470億円

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

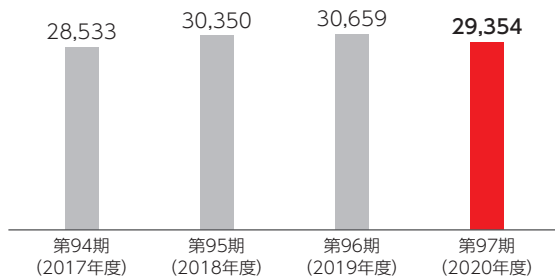
当社は、2020年4月1日付で、当社の小売電気事業等および一般送配電事業等を吸収分割により、それぞれ中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社に承継いたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 94 期 2017年度	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度
売上高（営業収益）	28,533億円	30,350億円	30,659億円	29,354億円
経 常 利 益	1,285億円	1,129億円	1,918億円	1,922億円
親会社株主に帰属する当期純利益	743億円	794億円	1,634億円	1,472億円
1株当たり当期純利益	98.24円	104.96円	216.11円	194.65円
総 資 産	55,294億円	59,875億円	55,008億円	56,863億円

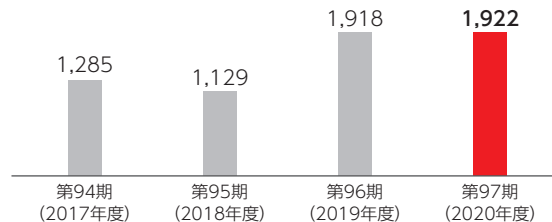
売上高 (営業収益)

(単位：億円)



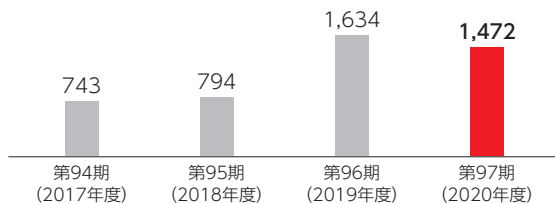
経常利益

(単位：億円)



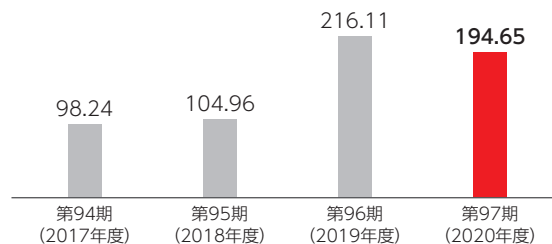
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



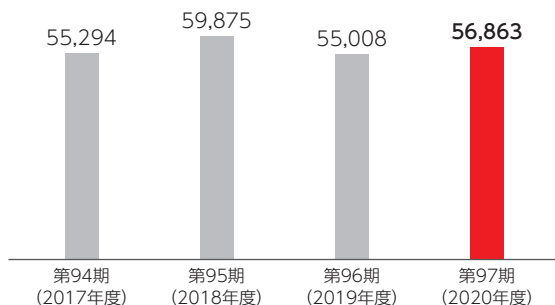
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：億円)



(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミライズ			
中部電力ミライズ株式会社	40 億円	100.0%	小売電気事業等
株式会社シーエナジー	76 億円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
ダイヤモンドパワー株式会社	1.2億円	80.0%	小売電気事業
パワーグリッド			
中部電力パワーグリッド株式会社	400 億円	100.0%	一般送配電事業等
中電配電サポート株式会社	0.3億円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・用地業務等
株式会社トーエネック			
株式会社トーエネック	76.8億円	50.0%	屋内線・配電線工事および電気通信工事
株式会社シーテック	7.2億円	100.0%	送電線・変電所等の工事および電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	2.4億円	100.0%	火力・原子力発電所の保守工事
株式会社テクノ中部	1.2億円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および環境関連事業
中電不動産株式会社	1 億円	100.0%	不動産の賃貸および管理
株式会社中電オートリース	1 億円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の販売
株式会社トーエネックサービス	1 億円	100.0%	配電設備工事周辺業務および電気工事等
株式会社中電シーティーアイ	1 億円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および保守
中部精機株式会社	0.6億円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
旭シンクロテック株式会社	0.4億円	100.0%	プラント配管工事および空調・衛生設備工事
中電興業株式会社	0.2億円	100.0%	電柱広告、リース、損害保険代理および印刷

(注) 1 中電不動産株式会社は、2020年4月1日付で、当社の不動産活用事業および寮・社宅の運営管理事業を会社分割により承継いたしました。

2 当社は、2021年4月5日付で、株式会社日本エスコンの株式を追加取得し、出資比率を31.9%から50.3%としたことにより、同社は重要な子会社となりました。同日現在の同社の状況は、次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社日本エスコン	165億円	50.3%	不動産の販売・賃貸および企画仲介コンサル事業

3 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、電気事業およびガスやオンサイトエネルギーなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、国内事業で培ったノウハウを活かした海外エネルギー事業、電気事業に関連する設備の拡充や保全のための建設、資機材供給のための製造など、さまざまな事業を展開しております。

(9) 主要な事業所等

① 当社の主要な事業所および発電所

[事業所]

事業所名	所在地
本店	愛知県名古屋市
静岡支店	静岡県静岡市
東京支社	東京都千代田区

[発電所]

区分	発電所名(所在地)
水力(出力10万kW以上)	奥矢作第一・第二(愛知県), 奥美濃, 高根第一, 馬瀬川第一, 徳山(以上岐阜県), 平岡(長野県)
原子力	浜岡(静岡県)

② 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
ミライズ	
中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市
株式会社シーエナジー	愛知県名古屋市
ダイヤモンドパワー株式会社	東京都中央区
パワーグリッド	
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県名古屋市
中電配電サポート株式会社	愛知県名古屋市
株式会社トーエネック	愛知県名古屋市
株式会社シーテック	愛知県名古屋市
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市
株式会社テクノ中部	愛知県名古屋市
中電不動産株式会社	愛知県名古屋市
株式会社中電オートリース	愛知県名古屋市
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市
株式会社中電シーティーアイ	愛知県名古屋市
中部精機株式会社	愛知県春日井市
旭シンクロテック株式会社	東京都港区
中電興業株式会社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比
ミ ラ イ ズ	1,527名	8名
パワーグリッド	10,568名	0名
そ の 他	16,143名	△218名
合 計	28,238名	△210名

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者、休職者等を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者等を含む)を記載しております。
- 2 当期より事業区分を変更したため、前期末比増減については、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	2,491億円
明治安田生命保険相互会社	1,981億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,744億円
株式会社みずほ銀行	1,264億円
日本生命保険相互会社	1,083億円

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	11億9,000万株
発行済株式の総数	7億5,800万株

(2) 株主数

238,986名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	69,082千株	9.1%
明治安田生命保険相互会社	39,462千株	5.2%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	33,290千株	4.4%
日本生命保険相互会社	23,419千株	3.1%
中部電力自社株投資会	18,802千株	2.5%
株式会社三菱UFJ銀行	13,391千株	1.8%
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	11,762千株	1.6%
株式会社三井住友銀行	11,207千株	1.5%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,661千株	1.3%
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	9,382千株	1.2%

(注) 出資比率は、自己株式（133万2,559株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況
勝野 哲	代表取締役会長
林 欣吾	代表取締役社長 社長執行役員
倉田 千代治	代表取締役 副社長執行役員 原子力本部長
平岩 芳朗	取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長 兼 計画部長
水谷 仁	代表取締役 専務執行役員 経営管理本部長
大谷 真哉	取締役 中部電力ミライズ株式会社代表取締役社長執行役員
橋本 孝之	社外取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 カゴメ株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
嶋尾 正	社外取締役 大同特殊鋼株式会社代表取締役会長
栗原 美津枝	社外取締役 株式会社価値総合研究所代表取締役会長 住友林業株式会社社外取締役

氏名	地位, 担当および重要な兼職の状況
片岡明典	常任監査役(常勤) 愛知電機株式会社社外監査役
寺田修一	監査役(常勤)
瀧口道成	社外監査役 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
永富史子	社外監査役 弁護士 日本特殊陶業株式会社社外監査役
高田坦史	社外監査役 一般社団法人ACC理事長 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会代表理事 株式会社ブロードリーフ社外取締役

(注) 1 2021年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏名	地位	担当
水谷仁	代表取締役 副社長執行役員	経営管理本部長 CFO
倉田千代治	取締役	—

- 平岩芳朗氏は、2021年3月31日付で取締役を辞任しております。
- 片岡明典氏は、当社の副社長執行役員として経理室・経理センターを統括するなど長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断基準(後記53頁参照)を定めております。社外取締役および社外監査役は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役および社外監査役全員を独立役員として指定し、届け出ております。
- 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
- 当社は、当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社の取締役、監査役、取締役会決議により重要な人事として定める役職に選任された者がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、取締役および監査役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が保険料の全額を負担しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2021年3月23日開催の第943回取締役会におきまして、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」（以下、(2)において「決定方針」といいます。）を以下のとおり決議しております。なお、決定方針を取締役会へ付議するにあたり、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

【取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

1 基本方針（報酬の構成内容・水準、一般的な手続き）

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、当該各取締役の、当社グループの業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、月例報酬、業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

社外取締役は、独立した立場からの経営の監督機能を期待されていることを踏まえ、その報酬は月例報酬のみとし、会社業績による影響を限定する。

各役位の報酬総額は、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業役員の内位報酬の中位水準となるよう設定する。

取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議する。

2 月例報酬に関する方針

月例報酬は固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

なお、会社業績に著しい変化が生ずる場合は、これも勘案する。

3 業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、本方針において同じ。）を指標とする。

なお、上記指標に加え、会長および社長の業績連動賞与においては、連結当期純利益を、その他取締役の業績連動賞与においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案する。

各取締役の賞与は、事業年度ごとに、これらの結果を踏まえて、その額を決定し、支給する。

4 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成する。

これらのポイントは、事業年度ごとに付与する。ただし、業績に連動するポイントは、3事業年度ごとに、経営目標である連結経常利益の達成度合いを踏まえ確定する（同連結経常利益が目標に達しない場合、当該3事業年度の業績に連動するポイントは「0」となる。）。

取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没取できることとする。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給する。

5 月例報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬の割合に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬の報酬全体に占める割合は、上場他企業の平均的な水準を踏まえ、経営目標達成時において、それぞれ6割程度、3割程度および1割程度とする。

6 取締役の個人別の報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬（月例報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬）に関する事項の決定権限は取締役会にあるが、取締役会から授権された社長が、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額9億円 (うち社外取締役分は84百万円)	2018年6月27日	12名 (うち社外取締役2名)
	業績連動型株式報酬	3事業年度ごとに4億円	2019年6月26日	9名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭報酬	月額20百万円	2006年6月28日	7名

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき、当社の業務執行を統括し、全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長社長執行役員である林欣吾氏が、取締役の個人別の報酬額（月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬）の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、人事・報酬に関し協議する会議体として設置した、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にして

おり、また、同氏が取締役の個人別の報酬額を決定した際には、同氏に取締役会に対し上記手続きを経たうえで決定した旨を報告させていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

〔報酬に関する上記会議の当事業年度開催回数〕

人事会議	指名・報酬等検討会議
9回	6回

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる員数 (名)
		月例報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役	438	312	89	36	14
監査役	112	112	—	—	7
うち社外役員	72	72	—	—	8

(注) 1 上記の報酬の額には、第96期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役5名および監査役2名に対する報酬の額が含まれております。

2 上記の業績連動賞与および業績連動型株式報酬の対象となる員数は、5名であります。

3 業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益(燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、「④」において同じ。)を指標としております。その目標は1,700億円以上(2021年度の経営目標)であり、2020年度の実績は1,690億円程度であります。なお、賞与の算定にあたっては、連結経常利益に加え、会長および社長においては、連結当期純利益を、その他の取締役においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案し、決定しております。

4 業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成しております。これらのポイントは、事業年度ごとに付与しております。ただし、業績に連動するポイントは、3事業年度ごとに確定することとしており、経営目標である2021年度終了時の連結経常利益の達成度合いを踏まえ確定します(同連結経常利益が目標に達しない場合、当該3事業年度の業績に連動するポイントは「0」となります。)

取締役に重大な不正・違反行為などが生じた場合、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとしております。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給します。

上記の業績連動型株式報酬の総額は、2020年度に取締役に付与するポイントに対する費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	橋本孝之	当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した7回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	嶋尾正	当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した7回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	栗原美津枝	当事業年度中、2020年6月25日就任後に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、主に投資、ファイナンス、財務分野の見地から発言を行っております。また、上記のほか、2020年6月25日就任後に開催した5回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
社外監査役	瀧口道成	当事業年度に開催した14回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に学識経験者の見地から発言を行っております。
	永富史子	当事業年度に開催した14回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。
	高田坦史	当事業年度中、2020年6月25日就任後に開催した10回の取締役会、12回の監査役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
① 報酬等の額	87
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	298

(注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とする方針であります。

6 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	5,044,895	固 定 負 債	2,466,169
電気事業固定資産	2,395,103	社 債	723,260
水 力 発 電 設 備	276,498	長 期 借 入 金	1,125,401
原 子 力 発 電 設 備	151,690	リ ー ス 債 務	60,517
送 電 設 備	595,855	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,956
変 電 設 備	452,024	退職給付に係る負債	143,420
配 電 設 備	784,942	資 産 除 去 債 務	261,754
業 務 設 備	110,070	そ の 他 の 固 定 負 債	143,860
その他の電気事業固定資産	24,020	流 動 負 債	1,094,146
その他の固定資産	351,182	1年以内に期限到来の固定負債	223,586
固定資産仮勘定	382,692	短 期 借 入 金	262,442
建設仮勘定及び除却仮勘定	340,916	コマーシャル・ペーパー	20,000
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	41,776	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	200,397
核 燃 料	192,074	未 払 税 金	88,983
装 荷 核 燃 料	40,040	そ の 他 の 流 動 負 債	298,735
加 工 中 等 核 燃 料	152,034	引 当 金	22,347
投資その他の資産	1,723,843	濁 水 準 備 引 当 金	22,347
長 期 投 資	214,867	負 債 合 計	3,582,663
関係会社長期投資	1,312,602	株 主 資 本	1,971,490
退職給付に係る資産	22,517	資 本 金	430,777
繰 延 税 金 資 産	160,383	資 本 剰 余 金	70,732
そ の 他 の 投 資 等	17,680	利 益 剰 余 金	1,472,678
貸倒引当金（貸方）	△ 4,208	自 己 株 式	△ 2,697
流 動 資 産	641,452	その他の包括利益累計額	59,675
現 金 及 び 預 金	176,460	その他有価証券評価差額金	45,002
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	309,272	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 435
そ の 他 の 流 動 資 産	157,818	為 替 換 算 調 整 勘 定	11,216
貸倒引当金（貸方）	△ 2,099	退職給付に係る調整累計額	3,892
		非支配株主持分	72,518
		純 資 産 合 計	2,103,684
合 計	5,686,348	合 計	5,686,348

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,789,715	営業収益	2,935,409
電気事業営業費用	2,373,137	電気事業営業収益	2,498,070
その他事業営業費用	416,577	その他事業営業収益	437,339
営業利益	(145,694)		
営業外費用	24,113	営業外収益	70,628
支払利息	19,355	受取配当金	2,480
その他の営業外費用	4,757	受取利息	187
		持分法による投資利益	62,048
		その他の営業外収益	5,912
当期経常費用合計	2,813,828	当期経常収益合計	3,006,038
当期経常利益	192,209		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 98		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 98		
税金等調整前当期純利益	192,308		
法人税等	41,097		
法人税等	46,223		
法人税等調整額	△ 5,126		
当期純利益	151,210		
非支配株主に帰属する当期純利益	4,007		
親会社株主に帰属する当期純利益	147,202		

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	4,060,079	固 定 負 債	2,120,722
電気事業固定資産	483,756	社 債	709,260
水力発電設備	280,165	長期借入金	1,028,381
原子力発電設備	154,300	長期未払債務	40
新エネルギー等発電設備	23,502	リース債務	1,080
業務設備	25,780	関係会社長期債務	9,488
貸付設備	6	退職給付引当金	15,559
事業外固定資産	4,797	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,956
固定資産仮勘定	288,722	株式給付引当金	221
建設仮勘定	246,197	資産除去債務	254,591
除却仮勘定	748	雑固定負債	94,144
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	41,776	流 動 負 債	744,496
核 燃 料	192,074	1年以内に期限到来の固定負債	189,673
装 荷 核 燃 料	40,040	短期借入金	249,592
加工中核燃料	152,034	コマースナル・ペーパー	20,000
投資その他の資産	3,090,728	買掛金	4,974
長期投資	171,069	未払金	9,136
関係会社長期投資	2,779,259	未払費用	31,291
長期前払費用	7,698	未払税金	21,574
前払年金費用	3,827	預り金	1,836
繰延税金資産	128,904	関係会社短期債務	212,255
貸倒引当金(貸方)	△ 31	諸前受金	4,132
流 動 資 産	294,854	雑流動負債	29
現金及び預金	71,891	負 債 合 計	2,865,219
売掛金	17,170	株 主 資 本	1,446,678
諸未収入金	13,845	資 本 金	430,777
貯蔵品	3,760	資本剰余金	70,689
前払費用	657	資本準備金	70,689
関係会社短期債権	166,487	利益剰余金	947,852
雑流動資産	21,040	利益準備金	93,628
		その他利益剰余金	854,223
		別途積立金	443,000
		繰越利益剰余金	411,223
		自己株式	△ 2,640
		評価・換算差額等	43,036
		その他有価証券評価差額金	41,085
		繰延ヘッジ損益	1,950
合 計	4,354,934	純 資 産 合 計	1,489,714
		合 計	4,354,934

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	224,834	営業収益	239,615
電気事業営業費用	223,813	電気事業営業収益	238,027
水力発電費	48,088	他社販売電力料	170,155
原子力発電費	80,338	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	4,449
新エネルギー等発電費	9,416	賠償負担金相当収益	2,310
他社購入電力料	15,109	電気事業雑収益	61,112
貸付設備費	0	貸付設備収益	0
一般管理費	67,555		
接続供給託送料	744		
事業税	2,559		
附帯事業営業費用	1,021	附帯事業営業収益	1,588
海外エネルギー事業営業費用	844	海外エネルギー事業営業収益	1,453
その他附帯事業営業費用	176	その他附帯事業営業収益	135
営業利益	(14,781)		
営業外費用	18,992	営業外収益	34,861
財務費用	16,828	財務収益	32,566
支払利息	16,658	受取配当金	21,682
社債発行費	170	受取利息	10,883
事業外費用	2,164	事業外収益	2,295
固定資産売却損	14	固定資産売却益	5
雑損失	2,149	雑収益	2,290
当期経常費用合計	243,826	当期経常収益合計	274,477
当期経常利益	30,650		
特別損失	9,207		
有価証券評価損	9,207		
税引前当期純利益	21,443		
法人税等	7,882		
法人税等	28		
法人税等調整額	7,854		
当期純利益	13,560		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本千佳 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田国良 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井達久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本千佳 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田国良 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井達久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する

意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の電力およびガスの供給等に関して独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、本年4月に公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、引き続き今後の推移および当社の対応を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

中部電力株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	片岡明典	Ⓔ
監査役（常勤）	寺田修一	Ⓔ
社外監査役	濱口道成	Ⓔ
社外監査役	永富史子	Ⓔ
社外監査役	高田坦史	Ⓔ

以上

株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、上記の考え方にもとづき、中間配当金と同様、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額18,916,686,025円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員が任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	2020年度の取締役会への出席状況
1	かつ勝の野 哲 再任	代表取締役会長	14/14回
2	はやし林 欣吾 再任	代表取締役社長 社長執行役員	14/14回
3	みず水 谷 仁 再任	代表取締役 副社長執行役員	10/10回
4	い伊 藤 久 徳 新任	専務執行役員	—
5	い伊 原 一 郎 新任	専務執行役員	—
6	おお大 谷 真 哉 再任	取締役	10/10回
7	はし橋 もと本 孝 之 再任 社外 独立	社外取締役	14/14回
8	しま嶋 お尾 ただし 再任 社外 独立	社外取締役	14/14回
9	くり栗 はら原 みつえ美津枝 再任 社外 独立	社外取締役	10/10回

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

かつの
勝野

さとの
哲

再任

所有する
当社株式の数

34,512株

(1954年6月13日生)

2020年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1977年 4月 当社入社
- 2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長
- 2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
- 2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長
- 2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2020年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はやし
林

きんご
欣吾

再任

所有する
当社株式の数

16,823株

(1961年1月9日生)

2020年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 東京支社長
- 2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

みず たに
水 谷

(1962年3月22日生)

ひとし
仁

再任

所有する
当社株式の数

15,524株

2020年度の取締役会への出席状況 10/10回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社常務執行役員 名古屋支店長
兼 電力ネットワークカンパニー名古屋支社長
- 2020年 4月 当社専務執行役員 経営管理本部長
- 2020年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営管理本部長
- 2021年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO (現在に至る)
(注) CFO : Chief Financial Officer

**<取締役候補者とした理由>**

水谷仁氏は、これまで当社名古屋支店長、経営管理本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4

い とう ひさ のり
伊 藤 久 徳

(1962年4月27日生)

新任

所有する
当社株式の数

9,635株

<略歴、地位および担当>

- 1985年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 電力ネットワークカンパニー 工務部長
- 2018年 4月 当社執行役員 東京支社長
- 2021年 4月 当社専務執行役員 経営戦略本部長 CIO (現在に至る)
(注) CIO : Chief Information Officer

**<取締役候補者とした理由>**

伊藤久徳氏は、これまで当社電力ネットワークカンパニー工務部長、東京支社長、経営戦略本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
5

い はら いち ろう
伊 原 一 郎
(1961年1月29日生)

新任

所有する
当社株式の数 4,602株

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2015年 7月 当社執行役員 浜岡原子力総合事務所 浜岡原子力発電所長
- 2017年 4月 当社執行役員 原子力本部 原子力部長
- 2021年 4月 当社専務執行役員 原子力本部長 兼 原子力部長 CNO (現在に至る)
(注) CNO : Chief Nuclear Officer



<取締役候補者とした理由>

伊原一郎氏は、これまで当社浜岡原子力発電所長、原子力部長、原子力本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
6

おお たに しん や
大 谷 真 哉
(1964年7月30日生)

再任

所有する
当社株式の数 5,091株

2020年度の取締役会への出席状況 10/10回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1987年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社執行役員 販売カンパニー事業戦略室長
- 2020年 4月 中部電力ミライズ株式会社代表取締役 社長執行役員 (現在に至る)
- 2020年 6月 当社取締役 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

中部電力ミライズ株式会社代表取締役 社長執行役員

<取締役候補者とした理由>

大谷真哉氏は、これまで当社販売カンパニー事業戦略室長、中部電力ミライズ株式会社社長執行役員などを歴任し、当社事業およびエネルギー販売事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
7はし もと たか ゆき
橋 本 孝 之
(1954年7月9日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者所有する
当社株式の数

3,630株

2020年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)
社外取締役としての在任期間 5年 (本総会終結時)**<略歴および地位>**

- 1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- 2000年 4月 同社取締役
- 2003年 4月 同社常務執行役員
- 2007年 1月 同社専務執行役員
- 2008年 4月 同社取締役 専務執行役員
- 2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員
- 2012年 5月 同社取締役会長
- 2014年 4月 同社会長
- 2015年 1月 同社副会長
- 2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)
- 2019年11月 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 (現在に至る)

**<重要な兼職の状況>**

- 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
- 株式会社山城経営研究所代表取締役社長
- カゴメ株式会社社外取締役
- 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

8

しま
嶋
お
尾

(1950年2月2日生)

ただし
正

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

4,495株

2020年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)
社外取締役としての在任期間 2年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社 (現大同特殊鋼株式会社) 入社
2004年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社常務取締役
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社代表取締役社長執行役員
2016年 6月 同社代表取締役会長 (現在に至る)
2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社代表取締役会長

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

0株

所有する
当社株式の数

社外取締役候補者
独立役員候補者

再任

栗原美津枝

(1964年4月7日生)

候補者番号

9

2020年度の取締役会への出席状況 10/10回 (100%)
社外取締役としての在任期間 1年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

- 1987年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行
- 2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所（派遣）
- 2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長
- 2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長
- 2013年 4月 同行企業金融第6部長
- 2015年 2月 同行常勤監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
- 2020年 6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長（現在に至る）



<重要な兼職の状況>

- 株式会社価値総合研究所代表取締役会長
- 住友林業株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

栗原美津枝氏は、長年にわたり株式会社日本政策投資銀行で産業金融、M&A、財務等の業務に携わるなど、投資、ファイナンス、財務分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に投資、ファイナンス、財務分野の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

-
- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 水谷仁, 大谷真哉, 栗原美津枝の各氏の取締役会への出席状況については, 2020年度中, 2020年6月25日就任後に開催した取締役会を対象に記載しております。
- 3 当社は橋本孝之, 嶋尾正, 栗原美津枝の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には, 当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 4 当社は, 役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は, 被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して, 保険期間中に株主, 会社, 従業員, その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。候補者は, 当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 橋本孝之氏が2015年6月から2019年6月まで社外監査役として在任していた株式会社IHIは, 民間航空機エンジン整備事業における不適切な取扱いに関し, 2019年3月に経済産業省より, 認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法にもとづく命令を受け, また同年4月に国土交通省より, 航空法にもとづく業務改善命令を受けました。
- 同氏は事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い識見にもとづき法令遵守や内部統制の重要性について提言を行ってまいりました。当該事実の判明後は, 事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し, 安全性に対する影響を速やかに調査すること, 再発防止に向けた適切な措置を講ずること, コンプライアンスのさらなる強化および徹底を求めるなど, その職責を果たしております。
- 6 社外役員の独立性判断基準については, 53頁をご参照ください。

(ご参考)

本議案が承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	取締役および監査役に求める専門性および経験								
		経	財	法	リ	技	D	マ	国	
かつの 野 哲	代表取締役会長	●			●	●				
はやし 林 欣 吾	代表取締役社長 社長執行役員	●							●	
みず 水 谷 仁	代表取締役 副社長執行役員	●	●	●						
いとう 伊 藤 久 徳	取締役 専務執行役員					●	●			
いはら 伊 原 一 郎	代表取締役 専務執行役員					●				
おおたに 大 谷 眞 哉	取締役	●							●	
はしもと 橋 本 孝 之	社外取締役	●						●		●
しまお 嶋 尾 正	社外取締役	●							●	●
くりはら 栗 原 美 津 枝	社外取締役	●	●							●
かたお 片 岡 明 典	常任監査役(常勤)	●	●		●					
てらだ 寺 田 修 一	監査役(常勤)			●	●					
はまぬち 濱 口 道 成	社外監査役				●			●		●
ながとみ 永 富 史 子	社外監査役			●	●					●
たかだ 高 田 坦 史	社外監査役	●			●				●	

※各人の有する専門性および経験のうち主なものを最大3つまで記載しております。
上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

経 企業経営 **財** 財務・会計 **法** 法務 **リ** リスクマネジメント **技** 電力供給に資する技術
D DX (デジタルトランスフォーメーション)・事業開発 **マ** マーケティング **国** 国際性・多様性

[参考] 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1～5に掲げる者
 - ②当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

第3号議案**取締役に対する業績連動型株式報酬制度における
給付株式数の上限等決定の件**

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」という。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、本制度について、原決議の内容に加えて、取締役に給付される当社株式数の上限ならびに取締役に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）の給付を受ける際の条件の概要（以下1および2に記載）についてご承認をお願いするものであります。本議案の対象となる事項以外の原決議の内容は、そのまま効力を維持するものとします。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではありません。また、原決議の内容のとおり、本制度は、取締役の、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知28、29頁〕をご参照ください。）に沿うものです。さらに、本議案は、同方針に従い、手続の公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

1 取締役に給付される当社株式数の上限

原決議における対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数は35万株といたします。なお、発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.05%です。

2 取締役が当社株式等の給付を受ける際の条件の概要

原決議にもとづき、取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は累計ポイントに応じた数の当社株式等について、本制度にもとづき設定される信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収することができることといたします。

【参考】原決議（2019年6月26日開催の第95期定時株主総会）

本議案は、2018年6月27日開催の第94期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額とは別枠で、業績に連動する「株式給付信託」（以下「本制度」という。）にもとづく株式報酬を当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して支給するため、報酬の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本議案は、手続の公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

本制度に係る報酬の額の詳細につきましては、下記「本制度の概要」(1)の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名となります。

なお、本制度と類似の制度を、取締役を兼務しない役付執行役員にも導入する予定です。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度にもとづき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任後となります。

(1) 信託金額（報酬の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月期から2022年3月期までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間およびその後の3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間において、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、当初対象期間に対応する必要資金として、4億円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

当初対象期間経過後、当社は対象期間ごとに、4億円を上限として本信託に追加拠出いたします。ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額（直前までの対象期間に関する累計ポイント（下記(3)において定義する。）に相当する当社株式を除いた当社株式について帳簿価格をもって換算した額。）および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、4億円を上限とします。

(2) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

ご参考として、2019年3月29日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に対応する必要資金の上限額である4億円で取得する株式数は最大で231,400株となります。

(3) 取締役へ給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき役位に応じて定まるポイント（以下「役位固定ポイント」という。）および業績に応じて変動するポイント（以下「業績連動ポイント」という。）を付与します。取締役に對し各事業年度に付与される業績連動ポイントは、対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます（以下、役位固定ポイントと確定後の業績連動ポイントの累計を「累計ポイント」という。）。

なお、取締役に對する累計ポイントは、下記（4）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行う。）。

(4) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は累計ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

<株主（80名）からのご提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件（1）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第7章 浜岡原子力発電所の廃止

第45条 当社は、南海トラフ巨大地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所を再稼動することなく廃止する。

② 現存する使用済み核燃料は、地震・津波によっても安全性が損なわれないような設備で保管・管理する。

◆提案の理由

浜岡原発は、原子力規制委員会で新規規制基準の適合性を審査中だが、7年を経ても合格できずにいる。

一方、規制委員会の安全審査も、他社の原発で基準地震動の審査に過誤欠落があると司法から指弾されるなど、安全の担保とはなりえない。

浜岡原発の基準地震動は、プレート間地震につき、東北地方太平洋沖地震の平均応力降下量を参考に、「南海トラフ巨大地震モデル検討会」で想定した断層モデルから、地震調査推進本部の強震動予測手法を使って策定されている。しかしこれでは、原発のような危険施設で考慮すべき最大の地震動とはならず、これを超える可能性は当検討会や地震本部も認めている。

しかも東北地方太平洋沖地震で観測された強いパルス状の強震動は、上記手法では再現できない。つまり現在の知見でも浜岡原発の基準地震動は過小評価なのである。

浜岡原発では他に敷地内の活断層の存在も指摘されており、安全性の確保は難しいので廃炉にすべきである。

○取締役会の意見

地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、発電時にCO₂を排出しない電源である原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、原子力規制委員会が策定した新規規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を着実に実施しております。今後も新規規制基準への対応にとどまることなく、安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。また、使用済燃料については、新規規制基準を踏まえて、今後も適切に貯蔵・管理してまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力災害避難計画検証委員会

第46条 当社は、自治体が策定する原子力災害時の避難計画について、過酷な自然条件及び感染症流行時にも対応できる実効性を確保するため、住民、関係する事業者及び専門家等広く知見を集めて検証する「原子力災害避難計画検証委員会」を設ける。

② 実効性のある避難計画の策定が未整備の原子力発電所は稼働しない。

◆提案の理由

原発の周辺自治体では原子力災害広域避難計画の拡充が進められているが、その実効性については検証する場がない。避難計画は、IAEA等国際的には防護レベル第5層として原発運転の条件とされているにも拘らず、日本の原子力規制委員会は平時を想定した指針のみを定め、避難計画は安全審査の対象外である。

浜岡原発では、南海トラフ巨大地震と原子力災害の同時発生も懸念され、避難経路の確保や屋内退避での被ばく防護は困難が予想される。

さらに新型コロナウイルス等感染症への対策も新たな課題となった。移動中や避難所では放射能の侵入防止と三密の回避という難しい対応が要求され、避難者のスクリーニングだけでなく感染者の分離という作業も加わり、自治体の負担は増す一方である。

原発事故・自然災害・感染症の同時発生に備えた実効性のある避難計画にするためには、広く知見を集めた検証が必要だ。当社は原発事業者の責任として当検証委員会を設ける。

○取締役会の意見

浜岡原子力発電所においては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりました。また、南海トラフの巨大地震を考慮するとともに、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を着実に実施しております。加えて、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

今後も新規制基準への対応にとどまることなく、浜岡原子力発電所の安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件 (3)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第9章 使用済み核燃料

第47条 本社は、核燃料サイクルの実現が見込めないため使用済み核燃料の活用を行わない。

◆提案の理由

取締役会の意見では度々「エネルギー資源の乏しい我が国において、原子力を引き続き重要な電源として活用する」と書いているが、現実を直視していない。

核燃料サイクルは既に破綻している。高速増殖炉もんじゅは1兆円も費用をかけたが、1kWhも送電できず廃炉となった。六ヶ所再処理工場も当初建設費は七千六百億円とされ、1993年に着工し97年には完成予定だったが、トラブル続きで24年間も竣工が遅れ、ほぼ3兆円の建設費となっても未完成。しかも放射性廃液のガラス固化技術の欠陥で早晚目詰まりを起こし止まる可能性が高い。

「準国産」のエネルギーと言うには、100%輸入のウラン資源が枯渇しても、使用済み核燃料を国内で再処理してプルトニウムを取り出し、それを使って発電できることが前提だ。核燃料サイクルが成り立たなければ、原子力を引き続き重要な電源として活用することはできない。

使用済み核燃料は廃棄物として扱うべきである。

○取締役会の意見

地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、発電時にCO₂を排出しない電源である原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であります。また、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルの確立が重要と考えております。

使用済み燃料の再処理については、すでに国内外でその実績があることに加え、六ヶ所再処理工場においても、使用済み燃料を用いた試験を実施済みであり、安定運転できることが確認されております。したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

第7号議案 定款一部変更の件（4）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第10章 電源開発における倫理原則

第48条 当社は、電源開発において守るべき次の倫理原則を定め、グループ企業も含めてこれを徹底する。

- 1 立地地域の住民の合意が得られない限り事業を進めない。住民の反対がある場合は、合意を得るまで誠意を尽くして対応するが理解が得られない場合は、速やかに計画を撤回する。
- 2 10年以上休止中の電源施設の再稼動についても同様とする。

◆提案の理由

当社には、かつての電源開発にあたり、住民の強い反対の声がありながら、強引に事業を進めてきた歴史がある。芦浜原発計画がその典型である。

現在は、子会社に移管されたり、子会社等が保有する発電所もあるが、当社に電力を供給する子会社が進める事業の中には、実際にメガソーラーや風力発電所の開発で住民から強い反対の声が上がっているものがある。これは、地域との共生をめざし、消費者に選ばれるために努力している当企業グループのブランドイメージを損なうものであり、親会社としても改善を要する問題だ。

そのため、定款で電源開発における倫理原則を定めることとし、グループ企業全体でこれを共有し実践する。

また、10年以上休止している浜岡原発についても新たな電源と同様に、住民の理解が得られない場合は、再稼動計画を速やかに撤回しなければならない。

強引な事業推進は、地域に混乱とあつれきをもたらすおそれがあるので、慎むべきである。

○取締役会の意見

中部電力グループは、「中部電力グループCSR宣言」のもと、国内外の法令・ルールを守り、企業倫理を重んじて公正・誠実に行動するとともに、事業活動に関わるすべての方々との相互コミュニケーションを重視し、透明性の高い開かれた企業活動を推進することとしております。

電源開発等についても、この考え方に則り適切に実施しており、関係する地域のみなさまに丁寧にご説明を行い、ご理解をいただけるよう努めております。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

——メモ——

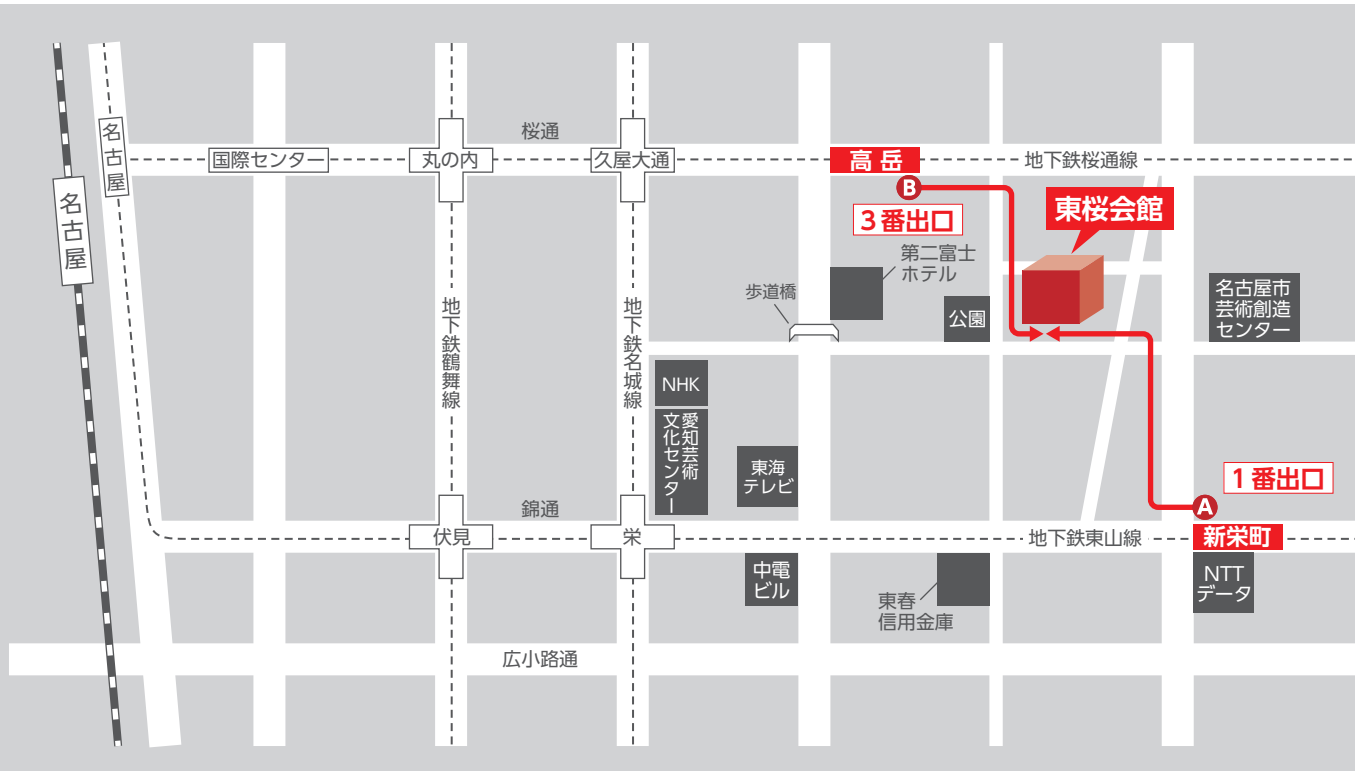
——メモ——

株主総会会場ご案内

場所

名古屋市東区東桜二丁目 6 番 30 号

ひがしざくら
東桜会館



交通

- A 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1番出口から徒歩約5分
- B 地下鉄 桜通線『高岳駅』下車 3番出口から徒歩約5分

昨年より粗品の配布は取り止めとさせていただいております。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。